

令和2年6月市議会 総務委員会資料

第79号議案 令和2年度長崎市一般会計補正予算（第7号）

【目次】

（款）2 総務費 （項）1 総務管理費 （目）1 一般管理費

1 市民活動推進費

1 コミュニティ助成事業費補助金 . . . P1 ~ P10

（款）2 総務費 （項）1 総務管理費 （目）8 文化振興費

1 自主文化事業費

1 長崎文化時間の創出事業費 P11 ~ P14

（款）3 民生費 （項）1 社会福祉費 （目）1 社会福祉総務費

1 【単独】更生保護施設整備事業費補助金

1 更生保護施設改築 P15 ~ P18

市民生活部

令和2年6月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
20～21	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1-1	コミュニティ助成事業費 補助金	千円 2,400

1 概 要

一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金を活用し、自治会におけるコミュニティ活動に直接必要な備品の整備に係る経費について助成を行うことで、地域コミュニティ活動の充実・強化を図る。

2 事業内容

(1) 自治会活動用具整備費補助金(一般コミュニティ助成事業)

- ア 対象団体 昭和町水源自治会
- イ 事業内容 テント・放送設備・机等のコミュニティ活動備品の整備
- ウ 総事業費 2,443千円
- エ 購入備品一覧

番号	品名	数量
1	野外テント(大)	2張
2	野外テント(小)	2張
3	放送設備一式(移動用PAアンプ等)	1式
4	テレビモニター設備一式	1式
5	エアコン設備(ルームエアコン1台)【工事費含む】	1式
6	照明設備一式(バルーン照明灯1基・電工ドラム1台)	1式
7	イベント用備品(パソナカマク、ジャー炊飯器各1台)	1式
8	折りたたみテーブル	14台

オ 補助率 10/10(※助成申請額は、10万円単位)

カ 補助金額 2,400千円

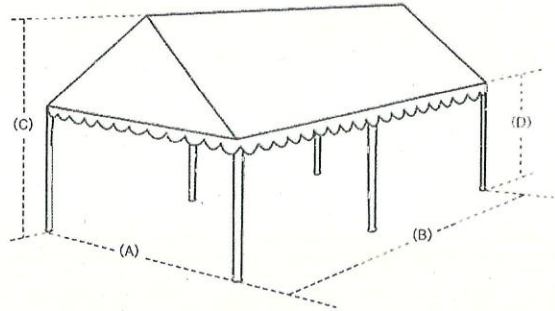
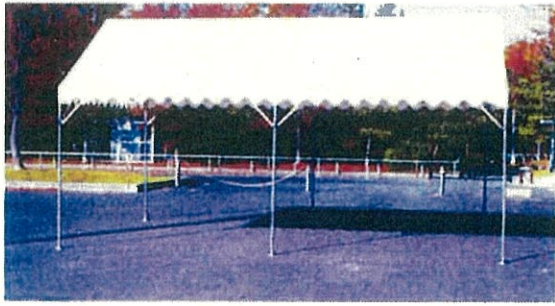
3 財源内訳

総事業費 ①	予算 計上額 ②	財 源 内 訳					対象団体 負担額 ①-②
		国庫 支出金	県 支出金	地方債	その他 ※	一般 財源	
千円 2,443	千円 2,400	千円 —	千円 —	千円 —	千円 2,400	千円 —	千円 43

※ 事業助成金(一般財団法人自治総合センター コミュニティ助成事業助成金)

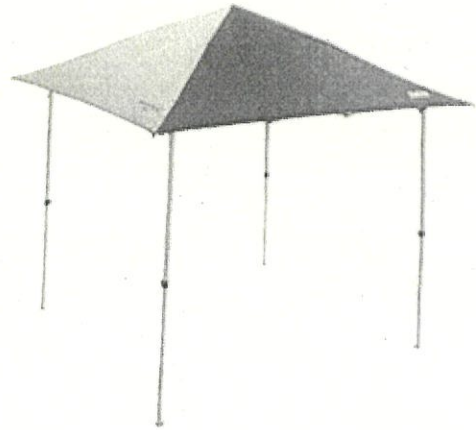
昭和町水源自治会 活動備品イメージ図

1 野外テント(大)



(A)3.55×(B)5.31 (C)3.09 (D)2.0
(単位 m)

2 野外テント(小)



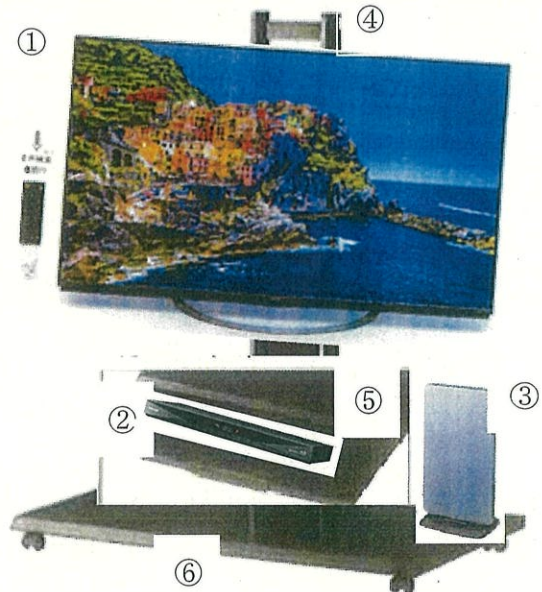
(シェード)2.7×2.7 (フロア)2.2×2.2
(単位 m)

3 放送設備一式(移動用 PA アンプ等)

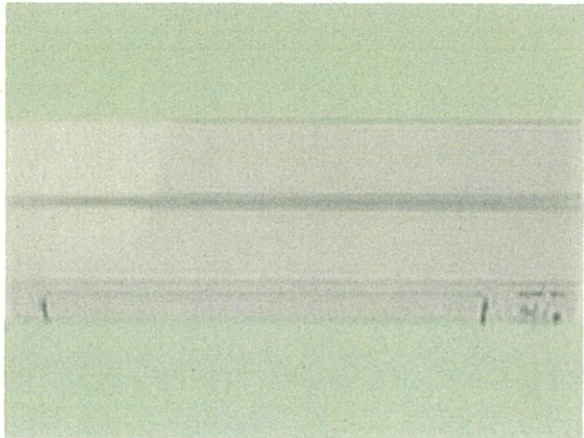




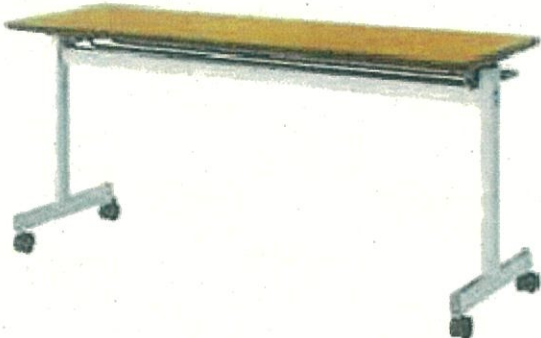


①移動用 PA アンプ(標準セット一式)
②卓上型マイクスタンド
③床上型マイクスタンド

4 テレビモニター設備一式(接続ケーブル含む)



①液晶テレビ(60型)
②DVDレコーダー
③卓上アンテナ
④テレビ台
⑤テレビ台用収納ボックス
⑥テレビ台用転倒防止金具

<p>5 エアコン設備(ルームエアコン)</p> 	<p>6 照明設備一式</p> <p>① </p> <p>② </p>
<p>ルームエアコン(14畳用)</p>	<p>①バルーン照明灯 ②電エドラム(30m)</p>
<p>7 イベント用備品</p> <p>① </p> <p>② </p>	<p>8 折りたたみテーブル</p> 
<p>①パーソナルカラオケ ②ジャー炊飯器(1升炊き)</p>	<p>フラップテーブル W1800xD600xH700</p>

令和2年度コミュニティ助成事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人 自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）は、宝くじの社会貢献広報事業として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

第2 助成事業

1. コミュニティ助成事業は、次の各事業とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

(2) コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

(3) 地域防災組織育成助成事業

ア. 自主防災組織育成助成事業

一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

イ. 消防団育成助成事業

地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

ウ. 女性防火クラブ育成助成事業

女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業。

エ. 幼年消防クラブ育成助成事業

幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要となる資器材等の整備に関する事業。

オ. 女性消防隊育成助成事業

女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となる D-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。

カ. 少年消防クラブ育成助成事業

将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。

(4) 青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

(5) 地域づくり助成事業

ア. 共生の地域づくり助成事業

地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業。

イ. 活力ある地域づくり助成事業

地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業、及び地域の特色を活かした商店街の魅力や集客力の向上に資する設備等の整備に関する事業。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業。

(7) 地域国際化推進助成事業

多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業。

2. 前項の各事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- (2) 国の補助金及び地方債を充当していないもの。(第2の1(6)は除く)
- (3) 令和2年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

第3 助成対象団体

助成の対象となる団体は、市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じ。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会とする。

第4 助成事業の実施主体

1. 事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 一般コミュニティ助成事業
市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織
- (2) コミュニティセンター助成事業
市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織
- (3) 地域防災組織育成助成事業
第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。
 - ア. 市(区)町村又は市(区)町村が認める自主防災組織
 - イ. 消防団を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
 - ウ. 市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
 - エ. 市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
 - オ. 女性消防隊を有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
 - カ. 少年消防クラブを有する市(区)町村、広域連合及び一部事務組合
- (4) 青少年健全育成助成事業
市(区)町村又は市(区)町村が認めるコミュニティ組織

(5) 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 市(区)町村

イ. ソフト事業の場合は、市(区)町村、広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会、実行委員会等。その他の事業は市(区)町村。

(6) 地域の芸術環境づくり助成事業

市(区)町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人及び実行委員会

(7) 地域国際化推進助成事業

市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織

2. 事業実施主体1団体あたり、申請は1件に限るものとする。ただし、事業実施主体が市(区)町村となる場合は、各事業(第2の1(3)、(5)は各事業区分)につき1件に限るものとする。

第5 助成金

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

1. 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円まで

2. コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円まで。

3. 地域防災組織育成助成事業

第2の1(3)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 30万円から200万円まで

イ. 50万円から100万円まで

ウ. 100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで。

エ. 40万円まで

オ. 100万円まで

カ. 100万円まで

4. 青少年健全育成助成事業

30万円から100万円まで

5. 地域づくり助成事業

第2の1(5)の事業区分に従い、次のとおり。

ア. 1,000万円まで。ただし、ソフト事業の場合は500万円まで。

イ. ソフト事業の場合は200万円まで。その他の事業は1,000万円まで。

6. 地域の芸術環境づくり助成事業

500万円まで

7. 地域国際化推進助成事業

200万円まで

第6 助成対象経費

1. 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

2. 次のものは助成対象外の経費とする。

(1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

(2) ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

第7 宝くじの社会貢献広報

1. 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

2. 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

第8 助成の申請手続

助成対象団体の長は助成申請書（別記様式第1号）を、都道府県知事を経由して、自治総合センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。また、都道府県知事は、助成申請書と併せて副申書（別記様式第2号）を、理事長に提出するものとする。

第9 助成の決定

1. 理事長は、助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
2. 理事長は、第2の助成事業のうち特に必要と認める場合には、当該事業に知見を有する者の協力を得て、助成申請書の内容を審査し、助成額を決定することができる。
3. 1により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。
4. 1により決定した助成金は、必ず助成対象団体の予算に計上して処理するものとする。

第10 事業内容の変更

1. 助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、都道府県知事を経由して、理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。
2. 1により変更を承認した場合は、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを助成対象団体の長に通知するものとする。

第11 助成金の交付

1. 助成対象団体の長は助成金の交付を受けようとする場合は、事業完了後の所定の期間内に実績報告書（別記様式第3号）を作成し、必要書類を完備のうえ、都道府県知事を経由して理事長に提出するものとする。

2. 理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を都道府県知事に通知するとともに、助成金を助成対象団体の長に交付するものとする。

第12 その他

この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20~21	2 総務費	1 総務管理費	8 文化振興費	1-1	長崎文化時間の創出 事業費	千円 18,505

1 概 要

市民文化団体や市民演奏家等が、芸術文化活動を再開するにあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「三密」を避け、国が示す「新しい生活様式」にあった方法に切り替えて実施しなければならず、実現可能な方法を手探りで検討している状況にある。

そこで、長崎市が市の施設等を会場とした屋外コンサートや演劇公演等を開催し、市民文化団体や市民演奏家等が出演する機会を設けることで、市民文化団体や市民演奏家等の活動再開を応援するとともに、市民が芸術文化に触れる機会をつくり、心豊かな生活を取り戻すきっかけをつくる「長崎文化時間の創出事業」を実施する。

2 事業内容

- (1) 内 容 音楽コンサートの開催や朗読劇の公演、朗読劇のラジオ放送など
- (2) 開催場所 グラバー園、出島表門橋公園、旧香港上海銀行長崎支店記念館、長崎港松が枝国際ターミナルビルなど
- (3) 開催回数 24回
- (4) 主 催 長崎市
- (5) 出 演 市民文化団体、市民演奏家など
- (6) 入 場 料 無料

3 事業費内訳

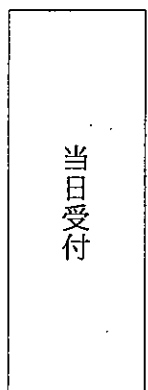
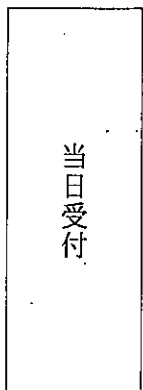
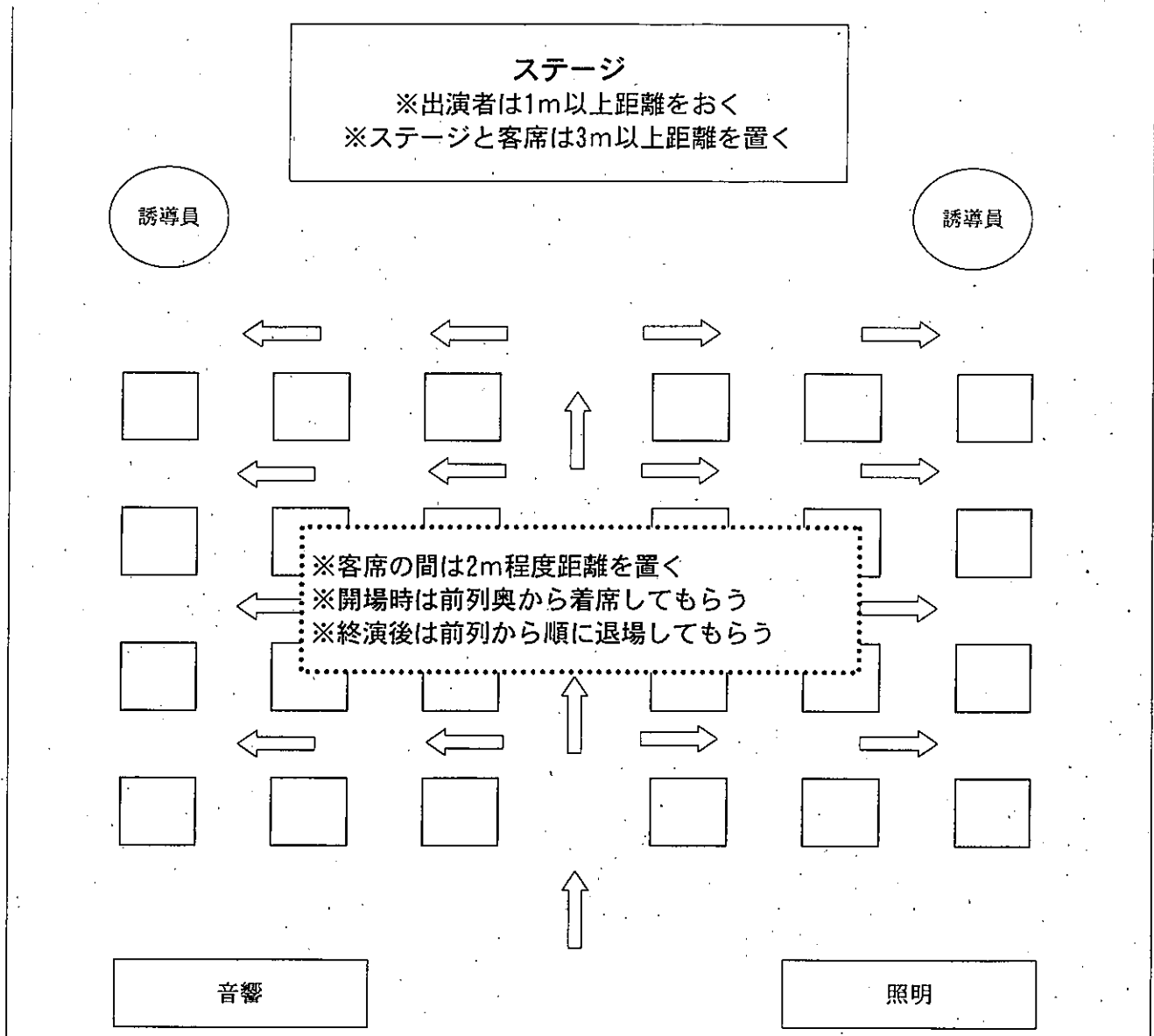
- (1) 出演謝礼金 2,000千円
- (2) 音響・照明委託料 12,373千円
- (3) 朗読劇上演委託料（ラジオ放送含む） 3,099千円
- (4) 会場借上料 571千円
- (5) 感染症予防対策消耗品購入費ほか 462千円

4 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 18,505	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 18,505

参 考 開催スケジュール（予定）

実施時期	内 容	回数	会 場
8月	音楽コンサート、ダンス等	3回	屋内・屋外（夜間開催含む）
9月	音楽コンサート、ダンス等	5回	屋内・屋外（夜間開催含む）
10月	音楽コンサート、ダンス等	5回	屋内・屋外（夜間開催含む）
11月	音楽コンサート、ダンス等	5回	屋内・屋外
12月	音楽コンサート、ダンス、朗読劇等	3回	屋内
1月	朗読劇	1回	屋内
2月	朗読劇	1回	屋内
3月	朗読劇	1回	屋内
合 計		24回	



- 屋内の場合は、100名以下かつ収容定員の半分以下
- 屋外の場合は、200名以下かつ人と人との距離 (2m目安) の確保
- 来場者との必要以上の会話を避けるため、事前に注意事項や会場図、運営方法を周知する
- 会場入口に消毒液を設置する
- 時間差での入場など、来場者が溜まらない対策を講じる
- 開場前の整列についても、1m以上の距離を置くよう促す
- 来場者、出演者、スタッフ全てマスクを着用し、手指の消毒を徹底する。また、スタッフは使い捨て手袋を着用する
- 屋内においては、換気を徹底する

新型コロナウイルス感染症に対応した芸術文化への支援・事業展開

		イベント自粛期	芸術文化活動の再開・移行期	芸術文化活動の回復期
状況				
国・県・市の対応	国	<p>【国】持続化給付金 対象：1ヶ月の売上が前年同月と比べ50%以上減少した事業者 支給限度額：法人200万円、個人事業者100万円</p> <p>【国】雇用調整助成金、緊急小口資金貸付等</p>	<p>【国】業種毎のガイドライン策定 活動再開に向け、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項</p> <p>【国】文化施設の感染症防止対策事業（補助金）、最先端技術鑑賞モデル構築事業（委託事業）等</p> <p>【国】活動継続・技能向上等への支援等（令和2年度2次補正予算案閣議決定）</p>	<p>【国】アートキャラバン、子どもたちの芸術文化の鑑賞・体験機会の創出事業による支援（予定）</p>
	県	<p>【県】休業要請協力金 対象：県の休業要請に協力した中小企業・個人事業者 支給額：1事業者あたり30万円</p>		
	市	<p>【市】事業持続化支援金（小売・飲食業以外） 対象：1ヶ月の売上が前年同月と比べ20%以上、50%未満減少した事業者 支給限度額：法人30万円、個人事業者15万円</p>	<p>【市】長崎文化時間の創出事業（芸術文化活動の再開を応援） 三密を避け、屋外等で音楽コンサートや朗読劇の公演等を実施。 市民文化団体や市民演奏家等の活動の機会・市民への鑑賞の機会を提供。</p>	<p>【市】令和2年度当初予算計上事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆音楽＝アウトリーチコンサート・ガラコンサート・親子向けコンサート・マダムバタフライフェスティバル等 ◆演劇・舞踊＝市民参加型舞台・演劇アウトリーチ・こども演劇体験教室 ◆美術＝長崎アートプロジェクト ◆総合＝子ども芸術文化体験事業・大人の芸術文化体験教室・Nagasaki まちなか文化祭等 ◆芸術文化専用ホームページの開設 等

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
22～23	3 民生費	1 社 会 福 祉 費	1 社会福祉 総務費	1-1	【単独】更生保護施設整備事業費補助金 更生保護施設改築	千円 5,240

1 概 要

犯罪や非行をした人の改善更生のために一定期間保護し、円滑な社会復帰を支援する更生保護施設を運営する法人が、当該施設の老朽化に伴い実施する建て替え工事に要する費用の一部を補助することとしているが、全体工事費が増加したことに伴い、補助の増額を行うもの。

2 補助を増額する理由

工事着手後、当初の設計では想定できなかった石綿除去工事や杭工事等の増により新たな費用負担が生じ、全体工事費が増加している。

更生保護施設の運営費のほとんどは、利用者数に応じて支払われる国からの委託料や篤志者からの寄附などで成り立っており、他の事業収入はないことから、今回の追加費用には自己資金を充当し、不足分については寄附金や借入れによって賄う資金計画となっているが、対応が難しい状況となっている。

このような中、更生保護事業については、国、県、市が一体となって推進していく必要があることから、長崎市内で唯一の更生保護施設を運営する当該法人に対し、必要な経費の一部について補助の増額を行うもの。

3 事業内容

- (1) 対象団体 更生保護法人 長崎啓成会
- (2) 旧施設概要
所在地 長崎市田上2丁目12番35号
建築年 昭和46年(築48年)
構造 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 510.42㎡
収容定員 男子20人(内訳:成人18人・少年2人)
- (3) 整備内容
現地建て替え
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 970.56㎡
収容定員 男子20人(内訳:成人18人・少年2人)
工期 令和元年8月～令和2年6月末予定
- (4) 工事費増加分 44,737千円
(当初工事費 318,153千円)
(変更後工事費 362,890千円)

(5) 工事費内訳

(単位:千円)

項 目	当 初	変 更 後	差 額
本工事費	290,433	318,450	28,017
石綿除去工事費	-	16,720	16,720
設計監理費	27,720	27,720	-
合 計	318,153	362,890	44,737

(6) 資金内訳

(単位:千円)

項 目	R元年度			R2年度		計
		R2.2月補正	年度末	全額繰越	今回補正	
更生保護事業振興財団	155,750	-	155,750	155,750	-	155,750
(公財) J K A 補助金	100,000	-	100,000	100,000	-	100,000
長崎県補助金	10,000	5,240	15,240	15,240	-	15,240
長崎市補助金	10,000	-	10,000	10,000	5,240	15,240
自己資金、寄附金、 借入金	42,403	-	42,403	42,403	※34,257	76,660
合 計	318,153	5,240	323,393	323,393	39,497	362,890

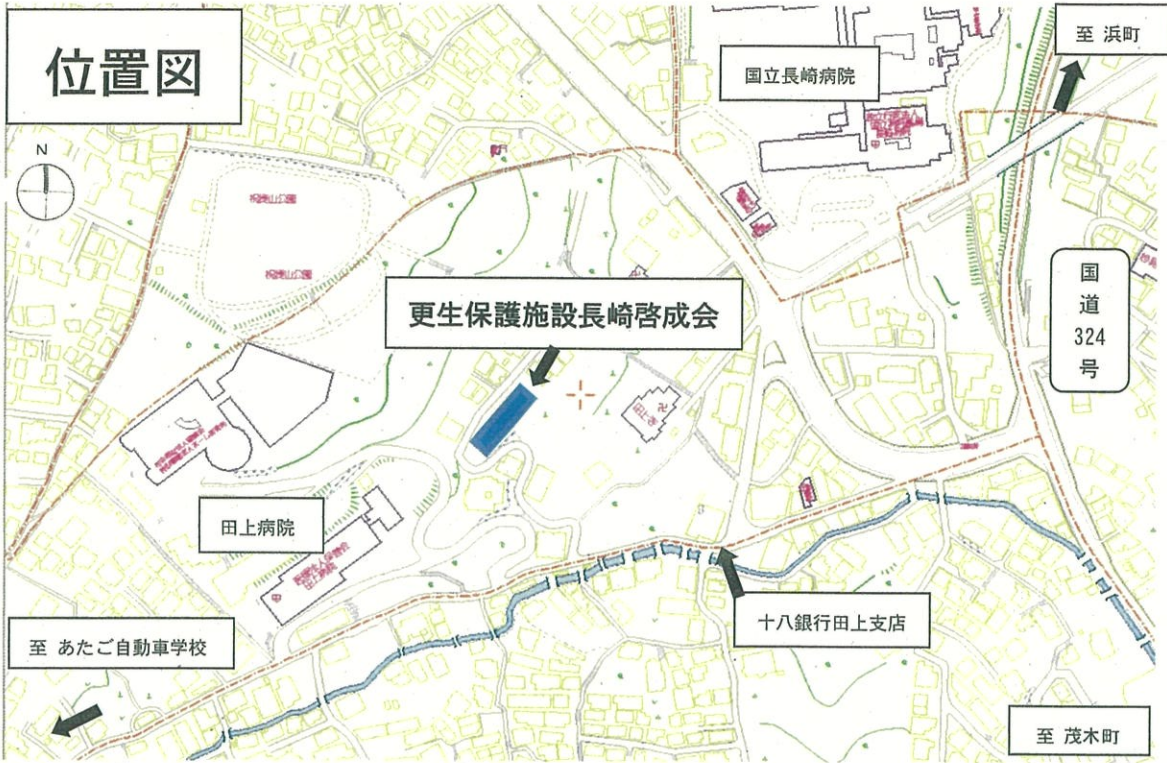
※うち 5,240 千円は、寄附金等により国が調達予定

(7) 今回補正額 (5,240 千円) の根拠

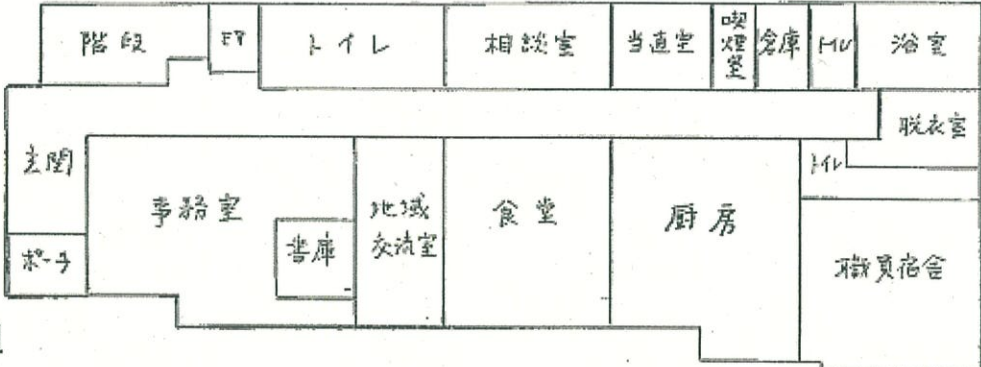
更生保護法人長崎啓成会から、増加費用のうち石綿除去工事費に相当する 16,720 千円について市及び県へ追加補助の要望があっているが、当該法人の自己負担 1,000 千円を除いた額を県、国が 3 分の 1 ずつ負担または工面することとしたことから、残りの 3 分の 1 に相当する 5,240 千円を今回補正額として計上した。

4 事業費内訳

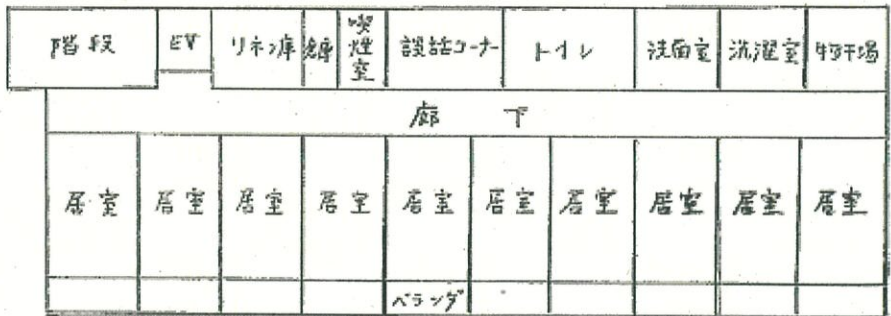
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
5,240	-	-	-	-	5,240



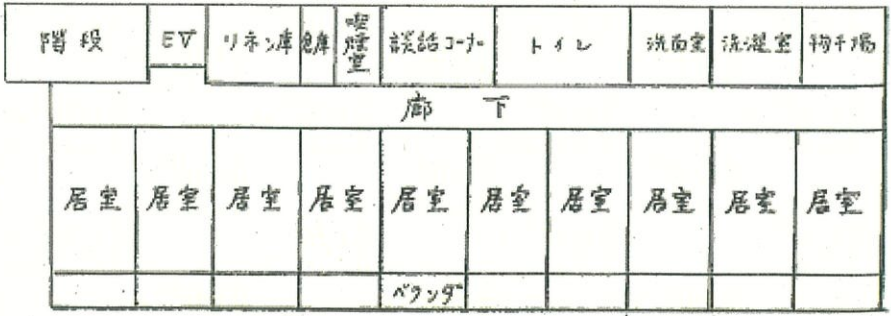
計画平面図



1階平面図



2階平面図



3階平面図

(参考)

更生保護法人長崎啓成会の概要

(1) 組織の概要

更生保護法人長崎啓成会は、更生保護事業法により、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人であり、更生保護施設を設置運営している。

創設・認可等の日	・施設創設 明治38年4月 ・法人認可 昭和23年11月10日 ・事業認可 昭和25年11月24日
役員	理事長 1名（小濱 正美氏）、副理事長 1名、 常務理事 1名、理事 8名、監事 2名、評議員 13名
職員	施設長兼補導主任 1名、補導員 4名、 調理員 1名

(2) 事業の概要

更生保護施設長崎啓成会は、犯罪や非行をした人の中で出直し更生する意欲が高いにも関わらず社会復帰が難しい状況にある人々を手助けする施設。寄るべき家族や縁故者のない人、故郷に帰りづらい人などに対し、宿泊場所や食事を給与し、就職指導などを行い、一日も早い社会復帰をともに目指している。